【様式】

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称			特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例（信用保証協会）
2	対象税目	①	政策評価の対象税目	（国税）（法人税：義、法人住民税：義、法人事業税：義、所得税：外）
		②	上記以外の税目	
3	内容			《制度の概要》 本措置は、金融機関等が信用保証協会に対して負担金（金融機関等負担金）を拠出した際に、その拠出額について、個人にあっては必要経費、法人にあっては損金の額に算入できるようにするもの。金融機関等による負担金拠出コストを低減することによって、信用保証協会の財政基盤を強化し、中小企業者の資金調達の円滑化を図っている。 具体的には、金融機関等負担金は、信用保証協会の保証原資となる「基本財産」の構成要素であり、基本財産の増加によって信用保証協会の保証債務額の限度が拡大する。
				《関係条項》 租税特別措置法第 28 条第 1 項第 1 号、第 66 条の 11 第 1 項第 1 号
4	担当部局			中小企業庁事業環境部金融課
5	評価実施時期及び分析対象期間			評価実施時期：令和８年８月 分析対象期間：令和3年度～令和7年度
6	創設年度及び改正経緯			昭和５０年度
7	適用期間			恒久措置
8	必要性等	①	政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 中小企業者に対して必要かつ十分な資金供給を行うことにより、中小企業者の資金調達の円滑化を図る。
				《政策目的の根拠》 中小企業基本法では、政府の基本方針のひとつとして、「中小企業に対する資金の供給の円滑化及び中小企業の自己資本の充実を図ること。」と規定されているとともに、同方針に基づく基本的施策として、「国は、中小企業に対する資金の供給の円滑化を図るため、政府関係金融機関の機能の強化、信用補完事業の充実、民間金融機関からの中小企業に対する適正な融資の指導その他の必要な施策を講ずるものとする。」とされているところ。 信用補完制度を実施していくために信用保証協会法、中小企業

<table>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>信用保険法等の法令が整備されており、中小企業者に対する信用保証協会による保証、信用保証協会に対する政府の再保険（日本政策金融公庫による信用保険）により、中小企業者の信用力を補完するセーフティネットの役割を果たしている。
　さらに、近年はコロナ関連融資の返済本格化に加え、物価高、人件費上昇及び金利上昇等の影響により、中小企業者の経営環境は不確実性を増している。このような状況下において、信用補完制度は、中小企業者の信用力を補完し、民間金融機関による円滑な資金供給を支えることにより、平時のみならず、経済・金融情勢の変動等の危機時においても中小企業者の資金繰りを下支えする役割を有している。</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>②</td><td>政策体系における政策目的の位置付け</td><td>４．中小・地域
　４－２　事業環境整備</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>③</td><td>租税特別措置等により達成しようとする目標</td><td>　本措置により、金融機関等による負担金の拠出コストを軽減し、信用保証協会の財政基盤を強化する。
　これにより、信用保証協会は信用補完を必要とする中小企業者に十分な保証を提供し、中小企業者の資金調達の円滑化を図る。
（達成目標：資金繰り判断 DI）</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>④</td><td>政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与</td><td>本措置により、金融機関等による負担金の拠出コストを軽減することで、当該負担金を含む保証原資の増加による保証債務額の限度が拡大することに寄与。もって、中小企業者に対して必要かつ十分な資金供給を行うことにより、中小企業者の事業活動の活性化を図る。</td></tr>
<tr><td>9</td><td>有効性等</td><td>①</td><td>適用数</td><td>【拠出機関数】
<table><tr><td>年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>拠出機関数
（うち個人）</td><td>25
(0)</td><td>26
(0)</td><td>26
(0)</td><td>27
(0)</td><td>22
(0)</td></tr></table>
【算定根拠】
実績データをもとに記載</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>②</td><td>適用額</td><td>【拠出額】
<table><tr><td>年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>金額(百万円)</td><td>273</td><td>113</td><td>141</td><td>243</td><td>119</td></tr></table>
【算定根拠】
実績データをもとに記載</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>③</td><td>減収額</td><td>【減収額】
<table><tr><td>年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>金額(百万円)</td><td>63</td><td>26</td><td>32</td><td>56</td><td>27</td></tr></table>
【算定根拠】
減収額＝拠出額×法人税率(23.2%)</td></tr>
</table>

＜参考＞
法人住民税（7%）、事業税（7%）、特別法人事業税（37%）（いずれも、R2～R7 にかけ税率に変更無し）

④ 効果

《政策目的（8①）の達成状況及び租税特別措置等により達成しようとする目標（8③）の実現状況》

近年、中小企業を取り巻く資金調達環境は、コロナ関連融資の返済本格化に加え、物価高、人件費上昇及び金利上昇等の影響を受けている。一方で、中小企業の資金繰り DI はコロナ禍で大きく悪化したものの、足元ではおおむねコロナ前の水準まで回復している。

これは、信用補完制度を活用した民間金融機関の実質無利子・無担保制度等の措置を講じることによって、資金繰りを下支えしてきた結果といえ、信用補完制度が中小企業者の資金調達の円滑化という目標達成に対して相当の効果があったものと考えられる。

【使用したデータ（文献等の概要又は所在に関する情報を含む）】

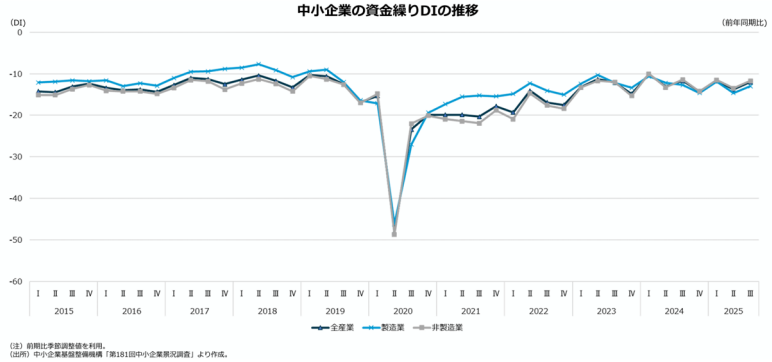

※中小企業基盤整備機構「第 181 回中小企業景況調査」より当課作成[chusho.meti.go.jp]

《租税特別措置等により達成しようとする目標（8③）に対する租税特別措置等の直接的効果》

本措置により、民間金融機関も信用保証協会の財務基盤強化への支援が行いやすくなっており、中小企業に対する保証の原資である基本財産も充実してきている。

【使用したデータ（文献等の概要又は所在に関する情報を含む）】

信用保証協会の基本財産額

年度	R3	R4	R5	R6	R7
基本財産額（百万円）	2,023,655	2,104,996	2,190,297	2,265,322	2,331,339

基本財産額に占める負担金比率

年度	R3	R4	R5	R6	R7
比率（%）	10.2	9.8	9.4	9.1	8.8

				《適用数(9①)が僅少等である場合の原因・有効性の説明》 ―
		⑤	税収減を是認する理由等	本措置は、金融機関の負担金拠出に係るコストを軽減して負担金の拠出を円滑化するものであり、これにより信用保証協会の財政基盤たる基本財産の強化が図られている。 基本財産は、信用保証協会が中小企業者に対する保証を行う際の原資となるものであり、各保証協会の保証限度額は基本財産額と連動している。本措置によって基本財産額が増加することにより、保証協会の財産不足によって中小企業者に対する保証が不能となる事態が避けられており、中小企業の資金供給の円滑化に大きく寄与している。 中小企業の資金繰りＤＩも改善傾向にあり、本措置に係る信用補完制度中小企業者の資金調達の円滑化という目標達成に対して相当の効果があったものと考えられる。
10	相当性	①	租税特別措置等によるべき妥当性等	補助金と比較した場合、税制措置は、予算の制約を受けず、一律に適用されるものである。利用者全ての利用負担を等しく公平に軽減する制度は、税制措置以外にはない。また、税制措置の場合、課税時点で軽減することから、補助金と比較して執行コストが低い。
		②	他の支援措置や義務付け等との役割分担	【税制措置】 信用保証協会が受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減（租税特別措置法第７８条）は、担保を提供して保証を利用する際の中小企業者の負担を軽減するものであり、本措置の目的である「金融機関等による信用保証協会に対する負担金（金融機関等負担金）の拠出コストを軽減し、信用保証協会の財政基盤を強化」することとは役割が異なる。 【予算措置】 本措置の一義的目的である「金融機関等による信用保証協会に対する負担金（金融機関等負担金）の拠出コストを軽減し、信用保証協会の財政基盤を強化」することと同様の政策目的を持つ予算措置や義務付けは存在しない。
		③	地方公共団体が協力する相当性	―
11	有識者の見解			―
12	評価結果の反映の方向性			本制度の維持

13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	令和3年8月